

令和2年（ネ）第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌 ほか

被控訴人 東京都

控訴審準備書面（1）

令和3年5月21日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 海 渡 双 葉

## 第1 こぼと保育園の入園希望者数・在園児童数が減少していることについて

本件調節池の建設予定地である西田スポーツ広場に隣接する「こぼと保育園」では、入園希望者数についても、実際の入園児童数を加えた4月1日時点の在園児童数についても、減少が続いている。

こぼと保育園の4月1日入園の1次希望数は、2019年度は31名であったが（甲93の1）、2020年度には21名になり（甲93の2）、2021年度には17名にまで激減した（甲93の3）。

また、こぼと保育園に実際に入園した児童数と在園児童数を合計した、4月1日時点での在園児童数は、2019年度には71名であったが（甲94の1）、2020年度には68名になり（甲94の2）、2021年度には67名にまで減少している（甲94の3）。

本件調節池の工事により、こぼと保育園の入園希望者が激減しており、在所児童数が減少を続けている。本件工事の悪影響により、こぼと保育園の経営にまで実害が生じているのである。

## 第2 周辺地域の不動産価値の下落について

本件調節池の工事の影響で、周辺地域で工事車両が走行する道路に面している町田市金森5丁目の不動産価値も下落している。

甲91は、朝日土地建物株式会社のチラシであり、町田市・相模原市での2020年1月から12月までの不動産売買の成約実績をまとめたものである。これだけ多数の成約実績（65行、15列あり、計970件）があるにもかかわらず、本件調節池予定地の周辺地域である町田市金森5丁目については1件も成約がないことが、このチラシからわかるのである。

このことは、本件調節池の工事の影響で、周辺地域の不動産価値が下落し、売却することさえ困難となっているという実情を端的に表している。

## 第3 周辺住民等へのアンケートの結果について

控訴人らは、本年4月26日（アンケート配布）から5月10日（提出締切）の間、工事車両の通過により直接影響を受けている関係道路周辺の全住戸214戸に対して、甲92別紙1のアンケートを実施した。

本件アンケートの有効回答票104戸のうち、約90%に当たる94戸が、本件調節池工事に反対と回答した。

また、「Q4. 神奈川県側の下流整備がなされないまま、調節池上流部の川底を掘削することに不安を感じますか？」には95戸（91%）が、「Q5. 令和元年6月14日、調節池工事現場で杭打機の転倒事故がありました。工事作業中の事故を不安を感じますか？」には99戸（95%）が、「Q6. 住宅地内を走行する、工事車両に伴う交通事故の危険を感じますか？」には89戸

(86%)が、「Q11. 土砂搬出終了後、住宅地内をコンクリートミキサー車が1日(7時間)約85台運行しますが、生活道路が奪われ、日常生活に不安を感じますか?」には96戸(92%)が、「はい」と回答している(甲92別紙3)。周辺住民のほとんどが、上流掘削への危惧、杭打機の転倒事故による本件工事自体に対する不安、そして何より、本件工事での工事車両による交通事故への不安を訴えているのである。

アンケートの自由記載欄の結果(59件)は、甲92別紙4のとおりであり、ほとんどが反対意見であった。

以上の通り、本件調節池工事が地域社会に受け入れられていないことは明らかである。

#### 第4 岡田教授の意見書の提出時期について

調査嘱託に対する町田市からの回答が来たとの連絡が来たのが本年5月14日であり、控訴人らは直ちに謄写請求をしたが、当該回答は現時点でまだ郵便で受領できていない。

岡田教授は当該回答を検討の上で意見書を作成することとなっていたため、次回期日までの提出は難しいが、6月末を目途に提出できる見込みである。

以上